

川本町介護タクシー利用助成事業について

日常的に車椅子を使用している人や移動にストレッチャーが必要な人で、入退院や転院時等に介護タクシーの利用が必要な人に対し、乗車運賃の半額を助成し、経済的な負担を軽減します。



- リフト車およびストレッチャー車利用による医療に係る移動で、他の制度によるサービスを活用できない輸送が対象です
- 1回の乗車につき、運賃の半額（上限1万円まで）を助成します
- 運賃は、当該年度内で上限3万円まで助成します

<利用できる人>

高齢、身体の障害等の理由により一般車両を利用して外出することが困難で、以下のすべてに該当する人

- ①川本町に住所があり、在宅で生活している人
- ②他の制度で交通にかかる支給を受けていない人
- ③入退院、および緊急の通院等のためリフト付き車両またはストレッチャー付き車両の利用が必要な人

<助成金>

- ・1回の乗車あたり、運賃の2分の1（円未満切り捨て）を助成します
- ・1回あたりの助成額の上限は1万円、当該年度内での上限は3万円です
- ・ひと月あたり、乗車4回分まで助成します

<利用方法>

- ・まず、乗車利用の前に、役場健康福祉課へ申請書を提出してください（介護保険被保険者証、身体障害者手帳をお持ちの場合、提示をお願いします）
- ・つぎに、介護タクシーの予約から乗車、支払いまでは一般利用と同様にお願いします（領収証に「公的制度適用外」である旨を記載してもらってください）
- ・そして、役場健康福祉課へ領収書の原本と請求書を提出してください（請求のあった日から2か月以内に、口座に助成金を振り込みます）

<利用にあたってのお願い>

- ・利用の申請は年度毎にお願いします
- ・請求書は当該年度内に提出いただきますようお願いいたします

<お問い合わせ> 川本町 健康福祉課 電話：72-0633